

日本共産党熊本市議団の那須円です。市民連合より提案された意見書「TPP参加に対する情報公開と国会審議の徹底を求める意見書」について、賛成の立場で討論を行います。

TPP環太平洋連携協定には、日本や米国をはじめ、12か国が参加し、関税分野とともに、貿易に関わるルールを全面的に見直し、域内の貿易拡大を図ることを目的とした交渉が行われてきたことをご承知の通りです。しかし、国会において、無条件にTPP交渉参加が認められたわけではありません。重要5品目においては除外または再協議の対象とすること、段階的な関税撤廃も含め認めないことなど8項目を盛り込んだ国会決議を前提に、政府は交渉参加に至った経緯があります。

こうしたなか、今年10月5日に、TPP交渉が大筋合意したとする閣僚声明が発表され、関税分野と非関税障壁について30項目からなる「TPP協定の概要」が明らかにされました。また、11月5日には、全文が記載された英語版の協定案が明らかにされています。いったいどのような内容であったのでしょうか？

聖域とされた重要5品目について、米に関しては、無関税の特別輸入枠を新設しアメリカ向けに7万トン、オーストラリア向け8400トンの新たな受け入れ枠ができたほか、米の調製品、加工品についても関税は5～10%引き下げるとされています。小麦については、アメリカ、オーストラリアに国別輸入枠を新設するほか、事実上の関税であるマークアップを9年目までに45%削減。牛肉については、現行38.5%の関税を、当初27.5%、10年目からは10%、16年目以降9%に引き下げ、輸入急増時のセーフガードも発動条件を緩和、16年目以降4年間発動がなければ廃止されます。本市でも出荷額の多い豚肉については、低価格の肉の関税は10年目に撤廃、高価格の肉の関税は現行キロ当たり485円を125円に、10年目以降50円に引き下げます。乳製品は、TPP輸入枠の新設で脱脂粉乳とバターの入力を生乳換算で、6年目以降7万トンに増加。甘味資源作物は、高糖度の製糖原料の関税を撤廃。加糖調製品にTPP輸入枠を設け品目合計で11年目以降には9.6万トン増加させるとしています。これだけではありません。重要品目以外について、これは本市の農業を支える野菜果物も含まれますが、248品目のうち関税が残るものが27品目、わずか10%であります。現時点において、農業に与える影響額などについて政府は明らかにしていませんが、東京大学の鈴木のおひろ教授のまとめでは、農業分野の被害額は1兆1千億円、農業生産額の13%もの減少となるとされており、農業を基幹産業とする本市においても深刻な影響が及ぶことが容易に想像できます。

安倍首相は、「国民との約束は守られた」とおっしゃいますが、大筋合意の中身をどこからどう読んでも、国民との約束や国会決議は反故にされ、重要5品目を守るどころか、日本の農林水産業を裸で国際競争にさらす譲歩に次ぐ譲歩を行っていたことを示す内容となっています。10月28日付日本農業新聞が掲載した意識調査において、大筋合意は国会決議に対して、遵守していると答えた方が7%に対して違反すると答えた方が69%に上っている結果にも示されていますが、農業関係者はじめ多くの国民から、不安と怒りの声が挙げられていることも当然ではないでしょうか。

さらに政府は、あたかも大筋合意をもってTPPが批准されたかのように、その対策や今後の方針を定めた「総合的なTPP関連政策大綱」なるものを11月25日に発表しました。しかし、この中身についても、強い経済の実現、中小企業を後押しする新輸出大国、農政新時代などが提唱されていますが、具体的な対策は来年秋となるなど、裏付けの乏しいスローガンの羅列という感が否めません。輸入拡大を約束した米については備蓄対策の改善、関税を大幅に引き下げる牛肉・豚肉についても経営安定の補てん率引き上げなど当面の対策が打ち出されているものの、聖域とされた5品目においてもこうした対策を取らざるを得ないことがそもそも大問題であり、重要5品目には手を付けさせないという国会決議が守られていないことを政府自身が認めたこととなります。国会を軽視したやりかたは許されません。

さらに、農林水産分野以外にも様々な影響が及びます。

食の安全の問題についても、政府が発表した概要には、日本の制度変更は必要ないとされ、あたかも食の安全が確保されたかのような報告ではありますが、全文が記載された英語版の協定案では、アメリカが求めていた食品添加物の認可数を増やすことを決めた閣議決定を誠実に実施することを約束しています。日本の皆保険制度など、各々の国が制定した社会保障などのルールが多国籍企業の活動の妨げになると判断されれば、企業が国を訴えることができるISD条項についても、濫訴防止のために「3つの抑制規定」を設けたと成果が強調されていますが、いずれもこれまでのISDの規定にすでに含まれている条項であり、抑制の保障たりえるものではありません。政府調達についても、もっぱら日本側の企業がベトナムやタイなどに進出可能となるなど、日本からの企業進出について述べられている一方で、では日本にどのような企業が進出してくることが想定されるのか、また、その際公共事業の入札などにどのような形で関与してくるのか説明がありません。

さらに薬の価格・薬価については、日米間の合意文書がかわされ、TPPより厳しい規制は認めないことを基本的な考え方とし、薬価の高騰を防ぎ、安心した医療を保障してきた日本の薬価の公定性が見直しが迫られる余地が残されました。安価な後発薬の開発の遅れや、

医薬品などの価格高騰につながるなど日本の薬価制度が一層脅かされる危険が示されています。

以上、様々述べてきましたけれども、今回明らかになったＴＰＰ 大筋合意の内容は、私たちの暮らしや本市農業、経済に深刻な影響を及ぼすものです。大切なことは、大筋合意と協定案の全体、交渉経過などの情報を全面的に公開し、国会、国民の中で徹底的な議論を行うことです。国会決議に違反していないか、日本の農漁業や経済、国民の暮らしにどう影響するのかを検証することが求められます。また、その影響や課題を政府のＴＰＰ大綱が解決しえるものであるのか？残念ながら野党が求めた臨時国会が開かれない状況で、詳細な検証・議論は現時点では行われていません。こうした検証をなしに、ＴＰＰ 批准に突き進むことは許されません。

私個人は、協定への署名や批准を行うべきではないという立場ですが、まずは意見書が求めているように徹底した情報公開と国会での徹底審議を求めることが、農業を基幹産業とする本市の議会としての最低限の役割であると考えます。

意見書への議員各位の賛同を求め、意見書への賛成討論といたします。